

## 条 例

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十七号

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例

埼玉県屋外広告物条例（昭和五十年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二の表中「春日部市」を「熊谷市、春日部市」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。